

令和 7 年度政府予算編成 並びに施策に関する要請書

北海道東北六県町村会協議会

北海道東北六県の町村行政推進のため、令和7年度予算
編成並びに施策の樹立にあたり、当面緊急に解決を要する
次の別記要請事項について特段のご高配を賜るようお願い
申し上げます。

令和6年8月

北海道東北六県町村会協議会
会長 棚野孝夫



要 請 項 目

1 地方創生の推進について	1
2 町村自治の確立について	3
3 町村財政基盤の強化について	4
4 マイナンバーカードの安全・安定的な運用について	8
5 防災・減災、国土強靱化対策について	9
6 地域医療の充実について	12
7 少子化社会対策の推進について	15
8 農業・農村対策の推進について	17
9 森林・林業対策の推進について	23
10 水産業対策の推進について	25
11 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの 積極的な活用について	28
12 持続的な鉄道網の確立について 〈①東北・②北海道〉 ...	30
13 新幹線鉄道の建設促進及び並行在来線への財政支援について ...	32
14 道路網の整備促進及び生活交通路線の維持・確保について ...	33
15 北方領土の早期返還について	35

1 地方創生の推進について

北海道・東北地域の町村は、人口減少、過疎化、少子高齢化が急速に進行し、それに伴う地域経済の疲弊などにより厳しい状況にあるものの、これまで、基幹産業の振興や少子化対策、教育、医療・福祉施策の充実などに努め、人口流失の抑制と積極的な移住・定住対策など地域社会を持続可能なものとすべく、努力してきたところである。

しかしながら、日本全体として人口減少時代を迎え、東京一極集中に歯止めがかからない状況においては、それぞれの地方自治体の努力だけで改善を図ることはもはや困難であり、人口減少問題の大きな要因となっている少子化への対応や、東京一極集中の是正に向けては、まずは国の責務において抜本的な対策を速やかに講じる必要がある。

については、創意と工夫による魅力あるまちづくりを実現するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 地方創生やデジタル田園都市国家構想などの取り組みを検証し、更に東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること

特に、地域内において生業が可能となる産業の振興に国を挙げて強力に取り組むとともに、関係人口の創出など都市と農山漁村が共生する取り組みに対する支援を行うこと

2. デジタル田園都市国家構想交付金については、安定的かつ長期的な財政支援とし、所要額を確保した上で採択要件の緩和や対象経費等の拡大など、より弾力的で柔軟な制度運用を図ること

3. 「地方版総合戦略」については、効果の検証を重視することとしているが、創意工夫を発揮した独自の施策等に支障を来さぬよう配慮するとともに、機動性が高い運用を図ること
4. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用を図るため、令和6年度までとなっている特例措置を延長するとともに、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等の周知を更に強化すること
5. 地方創生の進展にデジタル社会の推進は重要な役割を果たすことから、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取り組みに対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること
また、町村が行う光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を継続すること
6. 地方創生を推進するため、国職員の多角的な視点により地方公共団体の行政運営が活性化するよう、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること

2 町村自治の確立について

北海道・東北地域の町村を取り巻く環境は、過疎化、少子高齢化の進行や人口流出、それに伴う地域産業の衰退など依然として厳しい状況にある。

このような中、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、自らの判断と発想で、地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

ついては、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会にふさわしい町村自治を確立するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 国と地方の役割分担の一層の明確化と財源の伴った権限の移譲を推進するとともに、義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること

なお、「提案募集方式」の運用にあたっては、地方の提案が可能な限り反映されるよう努めること

2. 市町村合併は本来自主的に行われるものであり、強制しないこと

3. 地域間格差を一層拡大させ、市町村合併が前提で住民自治が埋没する懸念がある道州制は絶対に導入しないこと

3 町村財政基盤の強化について

北海道・東北地域の町村は、行政面積が広大で積雪寒冷な気候条件、財政基盤の脆弱な過疎地域などが多く、町村がより自主性・主体性を発揮し、喫緊の課題である地方創生を着実に進めていくためには、財政基盤の強化が不可欠である。

については、北海道・東北地域の町村の置かれている現状とその重要性を十分認識のうえ、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 我が国全体が人口減少社会に転じる中であって急激な減少を食い止め、地方創生の取り組みを積極的に進めるなど、町村が自主性・自立性を発揮し、地域の様々な活性化対策に的確に対応するためには、継続的に安定した自主財源が必要なことから、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること
2. 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」の算定にあたっては、小規模団体や財政力指数の低い団体に十分配慮すること
3. 北海道・東北地域では、近年、野生鳥獣による農林業被害や、森林の公益的機能の低下に伴う土砂・倒木流出などが見られ、町村においてもこれら状況に対応した取り組みを行っていることから、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するなど、所要の財政措置を講じるとともに、「林道延長」を補正要素に加えること
特に、森林面積を算入する際には、歴史的経緯を踏まえるとともに、エゾシカ対策、町村林道の維持管理などは、森林全体に係る財政需要であることから、国有林を含めた算定基準とすること

4. 地方税は、地方自治財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることから、地方が担うべき事務と責任に見合うよう国税と地方税の税源配分を見直すとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること
5. 税制改正にあたっては、地方の財政運営に十分配慮すること
 - (1) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在町村に交付されており、行政需要への応益に加え地域振興を図る上での貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること
 - (2) 今後の法人税改革にあたり、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方について検討を行う際には、地域経済・企業経営への影響を踏まえて、引き続き、中小企業への適用については慎重に検討すること
6. 原油価格・物価高騰等の影響を受けている地域経済・住民生活の支援策などを柔軟かつ効果的に実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の確保をはじめ地域の実情に十分配慮した財政措置を講じること
7. 財政基盤の脆弱な過疎町村などが地域経済の確立、生活基盤の確保、教育環境の整備、環境共生社会づくりへの積極的な対応や地域力の強化に取り組むため、過疎対策事業債の総枠を拡大し、必要額の確保を図ること

8. 北海道・東北地域における町村の多くは財政力が弱く、地域住民の行政ニーズにきめ細かく対応するためには、過疎法などの地域振興法に基づく財政支援などを受けながら、様々な施策の実現に向け努力をしている。

一方、過疎法などの地域振興法の適用を受けている町村と人口や財政規模があまり変わらない適用外の小規模町村においても、国からの支援に大きな差がある中、行財政運営に大変苦慮しながら懸命に地方創生に取り組んでいる。

については、財政力の弱い小規模町村におけるまちづくりが円滑に進められるよう次の事項について配慮すること

- ① 過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整備については、非過疎地域に対する財源措置の充実を図ること
- ② 財政力の弱い団体の地方債の元利償還金に対する交付税措置率を引き上げること
- ③ 辺地対策事業債の対象事業を拡充するとともに、総枠を拡大し、必要額の確保を図ること

9. 臨時財政対策債をはじめ累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生ずることがないように、万全の財源措置を講じること

10. 町村では、国による新たな制度・施策の導入など制度改革に伴い、コンピューターのシステム改修などを余儀なくされ、多額の費用を負担しなければならないことから、国においては現状を十分認識するとともに、制度改革等に伴う改修費用等は全額国が財政措置すること

また、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改革の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること

11. 地方公営企業会計の適用に伴い、財政基盤の脆弱な簡易水道事業及び下水道事業においては、会計処理に係る人件費やシステム利用料など費用負担の増が強く懸念されていることから、3年間とされるランニングコストへの財政的支援の延長など、更なる支援拡充を図ること
12. 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う給与及び手当支給のための財源措置については、引き続き必要な財源を確保すること

4 マイナンバーカードの安全・安定的な運用について

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤であり、国と地方が一体となってマイナンバーカードの普及拡大に取り組んできたところである。

については、マイナンバーカードを基軸としたデジタル社会の実現のため、マイナンバーカードの安全・安定的な運用が図られるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務の簡素化を図るとともに、令和7年度以降、電子証明書の有効期限の到来による更新手続の増加が想定されることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること
2. マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国民の制度への理解促進に向けた取り組みの強化等により、安心してサービスを利用できる環境を整えること
3. 現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することについては、住民が混乱なく安心して保険診療を受けることができるよう、国民及び医療機関等に対し国の責任において丁寧な説明及び広報の周知徹底を図ること

なお、健康保険は国民皆保険制度として義務化している制度であることから、守られるべき保険診療の機会が損なわれることのないよう、健康保険証の廃止を延期するなど柔軟に対応すること

5 防災・減災、国土強靱化対策について

我が国は地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震や近年の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

特に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関しては、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられており、北海道から千葉県にかけての太平洋側に甚大な津波被害が想定されていることから、その軽減に向けた取り組みが急務となっている。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること

特に、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること

また、同加速化対策については、頻発、激甚化する災害に対応するため、恒久化と拡充を図ること

2. 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策

- (1) 積雪寒冷地特有の課題を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施し、防災・減災の徹底を図るために必要となる財源について、確実に確保すること

また、避難施設等の整備にあたっては、地域の実情等を十分勘案し、採択要件の緩和や対象経費等の拡大など、弾力的で柔軟な運用を図ること

- (2) 津波避難対策を推進する上で、特に重要となる地域住民に対する防災教育や啓発などについて、その充実・強化に向けた取り組みを推進すること

3. 町村が防災・減災対策に関する取り組み等を計画的に推進できるよう、緊急防災・減災事業など各種事業の恒久化を図るとともに、十分な財政措置を講じること

また、集中豪雨・地震等による大規模災害から被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした十分な財政措置を講じること

4. 災害時の拠点としての機能と安全性の確保などが求められている市町村役場庁舎の整備に対する十分な財政措置を講じること

特に、緊急防災・減災事業債については、役場庁舎の建て替えにあわせて整備する災害対応に係る施設を幅広く対象にするなど、より弾力的で柔軟な制度運用を図ること

5. 公共施設等の適正管理の推進

- (1) 公共施設等適正管理推進事業債の恒久化や財政措置の充実を図るとともに、老朽化が著しい施設の解体撤去（除去事業）にあたっては、その元利償還金について交付税措置を講じること
- (2) 吹付アスベスト等（非飛散性アスベストを含む）が施工されている公共施設の老朽化等に伴う調査や解体・改修事業に対する財政措置を充実強化すること

6. 防災行政無線のデジタル化の整備に対する財政措置及び移行後の維持管理費に対する継続的な財政措置を講じること

7. 津波予測の迅速化・高精度化を図り、到達した津波の観測情報を的確に提供するため、津波観測機器設置個所の拡充を図ること

8. 地震津波に関する科学技術に対する支援措置を講じ、研究成果の普及を推進するとともに、防災対応職員等の専門的研修を実施すること

9. 町村において、空き家の活用や除却などの取り組みを円滑に実施できるよう、空き家対策総合支援事業等の十分な予算を確保すること

なお、特定空き家への代執行の手続きを進める際、相続の有無や所有者の所在確認等に多大な労力と時間を要し、費用負担の問題などから代執行ができないこともあるため、事務手続きの簡素化や費用が回収できない場合への財政支援を充実強化すること

6 地域医療の充実について

北海道・東北地域は、へき地や過疎地域だけではなく、地域の中核的な病院においても医療従事者の不足が深刻化しており、特に医師については、令和6年度より医師の働き方改革による労働時間の上限規制が開始され、医育大学等がやむを得ず派遣医師を引き上げるなど、地域医療は崩壊の危機に直面している。

加えて、地域に不可欠な不採算医療などを担う自治体病院及び診療所においては、人件費の上昇などにより、一層厳しい経営を強いられており、医療提供体制の確保が以前にも増して困難となっている。

については、地域医療の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 医師及び看護師等の確保対策

- (1) 北海道・東北地域における医師の不足や地域偏在を解消するため、需給調整に必要な施策を検討し、一定期間の地方勤務を義務付ける制度の創設など、実効性ある対策を早急に講じること

また、特に不足している産婦人科、小児科、外科、精神科などの医師を早急に確保するとともに、地域医療において重要な役割を担う総合診療医の養成・確保を推進すること

- (2) 地域医療を担う医師の養成や地域への定着を促進するため、北海道・東北地域の医学部定員を減員しないこと

また、不足する地域に医師が確実に充足されるよう、地域枠の医師の定員の増員を図るとともに、地域枠医師制度が十分機能するよう実効性ある対策を講じること

- (3) 新専門医制度について、医師の地域・診療科偏在が助長されないよう、国が責任を持って検証し、地域に必要な医師が確実に配置されるよう、日本専門医機構や関係学会に対して実効性のある対応を求めるなど、必要な対策を講じること
- (4) 看護師、助産師、保健師等専門職については、人材の都市部への流出による採用難やコロナ禍では職員の離職が増加していたことから、就労環境の整備等を促進し、偏在の解消と町村部への定着を実現すること

2. 自治体病院等に対する財政支援の拡充・強化

- (1) 町村部の自治体病院・診療所等において、急遽欠員が生じた際の医療従事者の確保では、医療提供体制を維持するため、高額な人材斡旋を利用せざるを得ない状況から、人件費等が経営を圧迫している。

こうした地域の実情を踏まえ、今後も自治体病院・診療所が地域に必要な医療提供体制を確実に維持していくことができるよう、不採算地区病院等に対する交付税措置など既存の財政支援の充実強化はもとより、経営の安定化に資する幅広い支援策を講じること

- (2) 医療施設の耐震化を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること

特に、災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救急救命センターについては迅速に行うこと

3. 救急医療体制の整備

地域の現状とニーズを踏まえ、地域間の病院連携を中心とした救急医療体制の整備を図るとともに、施設整備及び施設運営に対する継続的な財政支援を行うこと

また、救急医療を担う医師及び医療スタッフの確保と労働環境の改善を図ること

7 少子化社会対策の推進について

我が国における令和5年の出生数は過去最少の75万8千人余りとなり、初めて80万人を割った令和4年より更に5.1%減少した。

少子化の急速な進行は、社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えるものであり、その対応は更に重要性を増している。

国においては、こども未来戦略に基づき、こども・子育て支援加速化プランを推進しているところであり、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、仕事と両立ができる環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を総合的に推進することによって、少子化傾向を反転させることが急務である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 「こども大綱」等で示された抜本的な少子化対策を早急に行うとともに、地方自治体の財政力等によって地域間格差が生じることなく、全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、必要な財政措置を行うなど、国の責務において万全の対策を講じること
 2. 国によるこども・子育て政策の充実に伴い生じる地方の財政負担については、国において適切に措置すること
 3. 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善など引き続き人材確保に取り組むこと
- また、「保育補助者雇上強化事業」について、公立保育・幼稚園も補助対象となるよう制度の拡充を図ること

4. 地域の実情に応じた放課後児童対策を実施できるよう、国において安定的な財源を確保すること

特に、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善に係る補助の拡充など、財政支援の更なる充実・強化を図ること

5. こども医療費助成事業については、国の制度として高校生までの医療費完全無料化を実施するなど、適切な措置を講じること

6. 小中学校の給食費の無償化については、各自治体の政策判断により経済的負担軽減のために実施されているが、自治体の財政事情により行政サービスの格差が生じていることから、全ての自治体において完全無償化に取り組めるよう、国において必要な財源を確保すること

8 農業・農村対策の推進について

北海道・東北地域の農業・農村は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹的産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的・公益的機能を有している。

については、我が国が持続発展していくための最大の社会資本整備が農業・農村の確立にあることを踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 山村地域が、水源かん養、国土保全、自然環境保全等の多面的機能を継続的に担っていくためには、山村の自立的発展が不可欠であるので、令和6年度末に期限を迎える「山村振興法」を延長すること

2. 農業経営支援等の充実強化

(1) 農業生産に必要な燃油や肥料・飼料など依然として生産資材価格の高止まりが続いており、生産現場に大きな影響を与えていることから生産資材の安定供給と価格低減に向けた取り組みを推進すること

(2) 水田農業の持続的な振興を図るため、米の需給・価格の安定が図られる環境を整備するとともに、将来にわたって長期的に安定した農業経営が実施できるよう、万全の対策を講じること

また、地域の裁量で活用できる産地交付金について、安定的な制度運用と必要な予算総額を確保すること

- (3) 水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田の見直しに伴い、畑地化が進展すると水田地帯の農業構造が大きく変化することから、地域が持続可能な水田農業を描くことができるよう、引き続き、現場の課題を検証し、産地・生産者等の実情を踏まえた必要な対策を講じること
- (4) 輸入飼料価格が高騰する中、食料の安全保障の観点からも国産飼料を安定的に確保することが、酪農・畜産経営の安定につながることから、国産飼料の生産拡大や流通体制の確立に向けて十分な予算を確保するとともに、配合飼料価格安定制度の安定的な運用を図ること
- (5) 酪農経営を持続的に発展させていくためには、生乳の安定的な生産体制を確保する必要があるが、国産チーズのシェアは1割強と低迷していることから、原料乳価格への補填による低コスト化によって、国産チーズの競争力を高め、国産シェアの拡大を図ること
- また、牛乳乳製品の需要拡大を図るため、輸出拡大を促進するとともに、消費拡大に向けた取り組みを一層強化すること
- (6) 経営所得安定対策における直接支払交付金について、果樹や野菜なども対象に加えること
- (7) 農地管理事業による農地集積を促進する上で、機構集積協力金が重要な役割を担っていることから、制度の維持と財源の安定化を図ること

(8) 日本型直接支払制度の推進にあたっては、必要な予算を確保するとともに、町村負担に対して十分に財政措置を講じること
また、制度を円滑に推進するため、町村の事務負担に対して適切な支援を行うこと

(9) 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）などに対する水際検疫、防疫対策に万全を期するとともに、侵入経路の早期解明と迅速な情報提供に努めること

また、地方自治体等がヨネ病を中心とした家畜伝染病の予防、まん延防止のために農家に助成する経費等に対し、十分な財政措置を講じること

3. 農業・農村整備等の持続的発展

(1) 農業競争力強化及び国土強靱化を図るためには、農地や農業水利施設の持つ機能を適正に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設及び草地基盤等の整備が不可欠であることから、農業農村整備事業に必要な予算の確保を図ること

(2) 産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業等について、中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること

特に、産地生産基盤パワーアップ事業については、北海道・東北地域は全国的にも農地の拡大や生産性の向上に取り組んできたことから、これらの先進的な取り組みを考慮するとともに、地域農業の実情を踏まえ、採択要件を緩和すること

- (3) スマート農業の推進にあたっては、生産現場における省力化や軽労化・生産性の向上等を早期に実現するため、スピード感をもって取り組むとともに、生産現場への導入・普及等の取り組みに対し、十分な支援措置を講じること
- 特に、導入の際には、農業基盤としての超高速ブロードバンド環境の整備及び維持・修繕に対する支援制度を創設すること
- (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、今後、市町村が地域関係者との協議を踏まえ、農用地の効率的・総合的な利用を図るための「地域計画」（人・農地プラン）を策定することとなるが、町村をはじめ現場の実態に応じた運用を図るとともに、計画策定に必要な支援を行うこと
- (5) 農林水産業の6次産業化により活力ある農山漁村の再生を図るため、生産流通の合理化・高付加価値など地域の多様な取り組みに対応した施設整備に関する施策を充実するとともに、予算の確保を図ること
- (6) 環境にやさしい農業の推進にあたっては、「みどりの食料システム戦略」が掲げる有機農業等の目標を実現するため、国はもとより地方の試験研究機関や民間企業とも連携し、農家が一般的に使える雑草・病虫害防除の技術開発を行うとともに、必要な予算を十分に確保すること
- (7) 優れた農畜産物の販路拡大、海外市場への参入などを推進していくため、戦略的な物流基盤、輸出体制及び情報発信の強化を図ること

- (8) 加工食品については、消費者に対し正しい情報を提供するため、不正表示を見逃さない監視体制の強化を図ること

4. 野生鳥獣による被害対策の推進

- (1) シカ、イノシシ、サル、クマ、アライグマ等の野生鳥獣による被害は広域化・深刻化し、営農等に多大な支障が生じているので、「鳥獣被害防止特措法」に基づいた対策の効果が十分に発揮されるよう、地域の実態を踏まえた実施要件の弾力化など必要な対策を講じるとともに、被害防止に向けた取り組みに必要な予算を確保すること

また、鳥獣被害の最前線にある町村が、保護管理等専門的な知識を有する専門職員を配置できるよう、人件費等に対する支援を講じること

- (2) 近年、クマ類の人里への出没が相次ぎ、人身被害や農畜産物等の被害が発生していることから、被害防止対策の拡充や狩猟者の確保と育成を図ること

また、クマ類の捕殺に関して、自治体等に対し過剰な苦情や批判が寄せられていることから、クマ駆除の必要性について積極的な啓発活動を行うこと

5. 国際貿易交渉における適切な対応

- (1) 国際貿易交渉にあたっては、農畜産物の再生産が引き続き可能となるとともに、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう適切に対応すること

- (2) CPTPPや日EU・EPA及び日米貿易協定等に伴う、農業への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に掲げられた政策が確実に実行され、農畜産業の持続的発展が図られるよう、万全の国内対策を講じること
- 特に、影響が大きいとされる畜産関係に関し、生産コストの削減、品質向上の目標達成に向けた方法などを国がしっかりと示すとともに、経営安定対策事業（マルキン）については、しっかりと予算の確保を図ること

9 森林・林業対策の推進について

北海道・東北地域は、我が国を代表する豊かな森林を擁しており、森林の有する多面的機能の持続的発揮及び林業の成長産業化に向けた取り組みを進めるため、次の事項について措置されるよう要請する。

記

1. 山村地域が、水源かん養、国土保全、自然環境保全等の多面的機能を継続的に担っていくためには、山村の自立的発展が不可欠であるので、令和6年度末に期限を迎える「山村振興法」を延長すること（再掲）
2. 森林・林業基本計画を着実に推進し、森林資源の適正な管理・利用をはじめ、地球温暖化防止対策の推進や木材産業の競争力の強化、山村地域の活性化を図ることができるよう、十分な支援を行うこと
3. 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、公共建築物等木材利用促進法を踏まえた、公共施設や一般住宅への地域材の利用促進及び木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の循環利用を促進するための多面的な施策を展開すること
また、林業・木材産業循環成長対策については、十分な財源措置をすること
4. 森林環境譲与税については、森林の有する多面的機能が持続的かつ効率的に発揮されるよう、対象となる森林を見直すとともに、森林に対する配分割合の更なる拡充を図ること

5. 森林環境保全直接支援事業については、搬出間伐に係る要件の弾力化など、現場の実態に即した運用を図るとともに、森林整備が着実に実施されるよう配慮すること

6. 森林病虫害被害防止対策の強化については、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の防除対策の推進並びに駆除技術の研究を促進すること

特にナラ枯れについては、フェロモン誘引剤による捕殺法の早期実践と防除対策費助成制度の創設をはじめ、被害防止のための技術開発を促進すること

また、危険な箇所における枯損木の伐採、除去、樹種転換、被害木の利用等に対し支援すること

7. 貴重な森林資源の保全や適切な管理体制を構築するため、土地取引に係る関係法令の整備を早期に行うこと

また、良好な水資源は、都市を含めた国民全体の将来にわたる財産であることから、森林資源や水資源の保全を図るために行う水源周辺の土地取得に係る財政支援措置を拡充すること

8. シカ、クマ、カモシカ等の野生鳥獣による森林樹木の剥皮被害は年々増加・拡大しており、林業生産コストの増大や森林所有者の経営意欲の低下を招きかねないことから、「鳥獣被害防止特措法」に基づいた対策の効果が十分に発揮されるよう、地域の実態を踏まえた実施要件の弾力化など必要な対策を講じるとともに、被害防止に向けた取り組みに必要な予算を確保すること

また、鳥獣被害の最前線にある町村が、保護管理等専門的な知識を有する専門職員を配置できるよう、人件費等に対する支援を講じること

10 水産業対策の推進について

北海道・東北地域の水産業は、国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のための基盤たる役割を担っている。

しかし、水産業及び漁村を巡る環境は、水産資源の枯渇や燃油の高騰、漁業生産の担い手の減少・高齢化など極めて厳しい状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を図るため、「水産基本計画」を踏まえ、東日本大震災からの復興や安全で活力ある漁村づくりなど、具体的施策の速やかな推進を図ること

2. 漁業経営安定対策の強化

水産物の安定供給を図るため、燃油の高騰、漁獲量の減少などの影響を受けている漁業者が安定的に漁業経営を継続できるよう制度の充実を図るとともに、必要な予算を確保すること

3. 漁業者の育成・確保

漁業の将来を担う人材の育成・確保を推進し、漁業を持続的に発展させるための施策を継続するとともに、意欲ある新規漁業者を安定的に確保し、定着を図るための支援策を充実すること

4. 水産資源の回復・管理の推進

(1) 栽培漁業の推進にあたっては、資源保護と適正な管理のもと、継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、関連施設の整備を図ること

また、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発及び漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取り組みへの支援などに対し、必要な予算を確保すること

- (2) サケ・マスは、北日本の貴重な漁業資源であり、広域的な回遊魚で近年回帰率が減少していることから、資源の回復・安定化を図るため、減少要因の解明に向けた調査研究を加速化するとともに、施設整備に対する支援の充実強化を図ること

5. 漁場環境の整備・保全

漁場環境及び生態系の保全を図るため、磯焼け現象解消などの藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に務めるとともに、海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実を図ること

6. 赤潮被害対策の推進

赤潮被害対策について、赤潮の被害を初期段階で軽減するための対策を早急に確立するとともに、被害を受けた漁業者の生産や経営の回復と維持・安定に向けた長期的な対策の充実強化、共済制度の適用要件の緩和を図ること

7. 水産物の供給体制の整備

- (1) 魚食の普及に努めるとともに、地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること
- (2) 産地市場の統合及び機能強化により、水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生と水産加工業の体質を強化すること
- (3) 水産物の需給と価格の安定を図るため、漁獲物の調整保管対策を強化すること

8. 水産物輸入割当制度の堅持

WTO非農産品交渉において、輸入割当制度が廃止されれば、国内の優れた水産物が安定的に供給できなくなるばかりか、国内水産業の存続に関わることから、水産物の輸入割当制度の堅持と現行関税率を維持すること

9. 漂流・漂着物対策の推進

漁業者や町村に多大な負担を強いている流木、プラスチック類などの漂流・漂着ゴミ及び船舶の回収・処理に必要な費用については、町村の財政負担が生じないように、全額国が負担すること

10. 外国漁船の違法操業取り締まり等の強化

近年、道東・三陸沖公海への中国漁船等の進出や日本海大和堆周辺などにおける外国漁船の操業が増加する中、水産資源の保存・管理及び漁業秩序を維持するための漁業取り締まりの充実や漁業者の経営安定・被害救済への支援などが求められていることから、外国漁船の違法操業等に対する取り締まり体制等の強化を図ること

11. トド等漁業被害防止対策の推進

トド等は国際的に絶滅の恐れのある希少種とされており、駆除が制限されているが、漁具の破損や漁獲物の食害など、漁業被害に大きな影響を及ぼしているため、駆除枠の拡大を図るほか、助成制度の拡充や新たな支援制度を創設すること

12. 大型クラゲ被害対策の推進

大型クラゲの大量出現は、大きな漁業被害をもたらすことから、国際協調により早急にその発生原因を究明するとともに、現場で実施可能な駆除技術を開発し、大量発生時には効果的に駆除できるよう、引き続き必要な対策を講じること

1 1 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの積極的な活用について

地球温暖化に伴う気候変動への対応や脱炭素社会の実現に向け、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、世界的に様々な取り組みが進められている中で、国内においても、国民生活の安定向上と経済社会の持続的発展を推進するには、エネルギーの安定供給確保が不可欠であり、エネルギー供給源の多様化やエネルギー自給率の向上を図る必要がある。

特に、北海道・東北地域には、太陽光、バイオマス、風力、地熱等の再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、地域産業との連携や地産地消の取り組み等による地域振興への効果が期待されているが、系統設備の増強をはじめ、導入費用等への対策が大きな課題となっている。

ついては、再生可能エネルギーを活用した、地域の振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 再生可能エネルギーの積極的な利用を図るため、発電設備等の整備に対する助成の拡大を図ること
2. 北本連系設備や新たな海底直流送電ケーブルなど、北海道と本州を結ぶ送電線の更なる増強について、事業の計画的な推進を図るとともに、発電施設の分散設置が可能となる送電網等の電力基盤の強化を図ること
3. 固定価格買取制度の運用にあたっては、地域の実情等を鑑み、安定的・持続的な事業運営が確保されるよう配慮すること

4. 安定した電力を供給できる蓄電機能の普及拡大を図ること
5. 水素社会の実現に向けて、豊富な再生可能エネルギーを有する北海道・東北地域を水素技術の実証フィールドとして、モデル的・先進的な取り組みを推進すること
特に、燃料電池自動車の普及を図るため、大都市圏以外の水素ステーションの設置促進のための制度を創設するとともに、購入の補助率を引き上げること
6. 脱炭素社会の実現に向け、直面するエネルギー事情やカーボンニュートラル実現について、国において積極的かつわかりやすく広報・周知・啓発活動等を行うこと

1 2 持続的な鉄道網の確立について〈①東北〉

令和4年7月、J R 東日本は利用が特に少ない線区の経営情報をはじめて開示するとともに、持続可能な交通体系について建設的な議論を行いたい旨を示した。

更に、地域公共交通の再編に関する協議会が法定化されたことを受け、関係自治体においては、利用密度が低いとされている線区の維持・継続について、強い危機感を持っているところである。

東北地域において鉄道網は、地域公共交通ネットワークの基幹であるとともに、国土強靱化や地方創生、カーボンニュートラルの推進などの観点から、将来にわたって維持して行くべき重要な社会インフラである。

については、鉄道事業者が公共交通機関としての役割を将来にわたり果たしていくため、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 令和4年8月豪雨により、米坂線（山形県米沢市米沢駅～新潟県村上市坂町駅）においては、線路や橋など鉄道施設が甚大な被害を受け、各地で線路が寸断し、地域経済、住民生活などに多大な影響を及ぼしていることから、被災した鉄道施設の早期復旧を支援すること
2. J R 東日本のこれまでローカル線に果たしてきた役割が引き続き堅持されるよう、国の責任において同社に対する支援及び指導を行うこと

また、地域の鉄道のあり方について協議する際は、関係自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、同社全体の収支・経営状況に関する情報が開示され、それを踏まえた上で個別の路線の役割やあり方を議論するなど、広範かつ丁寧な説明・検討を行うこと

1 2 持続的な鉄道網の確立について〈②北海道〉

平成 28 年に J R 北海道が「単独では維持困難な線区」を発表して以来、関係市町村が強い危機感を持って将来を見据えた議論を重ね、地域と J R 北海道が策定したアクションプランに基づく利用促進やコスト削減などに取り組む一方で、一部の線区においては、鉄道を廃止しバス等への転換を図るという苦渋の決断を行い、地域交通の再編を進めているところである。

広大な北海道において鉄路は、公共交通ネットワークの背骨として、地域の生活を支え、医療、観光、物流においても重要な役割を担っており、特に国民の食を支え、国内外の多くの人々が利用する北海道の鉄道網は、我が国にとって重要な社会基盤として、その維持・確保は「地域」ではなく、「国」全体の問題として捉えるべきものであり、北海道の長大な路線を道内自治体が施設を保有して継続的に鉄道運行を担うことも現実的に不可能である。

については、J R 北海道の徹底した経営努力を前提に、国においては、北海道の持続的な鉄道網の確立に向けて継続的な支援を確実に行うこと

1 3 新幹線鉄道の建設促進及び並行在来線への財政支援について

新幹線鉄道は、国土の均衡ある発展に資することはもとより、我が国における新国土軸の形成を目指している北海道・東北地域の発展に不可欠な骨格路線である。

更に、新幹線や並行在来線である鉄道は、国内の運輸部門における二酸化炭素排出量の割合が他の輸送機関に比べ最も少なく、我が国の温室効果ガス削減にも大きく貢献するものである。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 北海道新幹線「新函館北斗・札幌間」の早期完成を図るとともに、幅広い観点での建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化を図ること
2. フル規格の奥羽新幹線(福島～山形～秋田)及び羽越新幹線(富山～秋田～青森)の実現について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること
3. 新幹線開業により、J Rからの経営分離を伴う並行在来線は、地域住民の重要な足であると同時に、我が国の物流の大動脈として極めて重要な役割を担っていることから、路線維持のための地方負担に係る助成措置等を図ること

1 4 道路網の整備促進及び生活交通路線の維持・確保について

北海道・東北地域は、広域分散型社会を形成するなど、その地理的特性から、人の移動や物資輸送の多くを自動車に依存しているため、道路は地域住民の生活や経済活動を支える社会基盤として、重要な役割を果たしている。

このため、北海道・東北地域の交通ネットワークをより一層充実させるためには、道路整備の進捗状況や積雪寒冷などの地域性を勘案し、道路網の着実な整備促進が求められている。

また、慢性的な運転手不足などにより深刻な状況にある中、地域住民が安心して利用できる交通体系を確保するには、道路網の整備とあわせて生活交通路線の維持・確保を図ることが必要不可欠である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 高規格道路をはじめ地域生活の根幹となる道路の整備を一層促進すること

(1) 高規格幹線道路の整備促進

①高速自動車国道の建設促進

- ・着手している区間の早期供用

- ・基本計画区間及び予定路線区間の整備計画区間への組み入れ

②高規格幹線道路のうち、一般国道自動車専用道路の整備促進

③高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路の整備促進

(2) 地域高規格道路の整備促進

(3) 国道の整備促進

(4) 地方道の整備促進

2. 北海道・東北地域は、その多くが豪雪地帯という地理的・気象的条件にあり、除排雪の充実が住民生活を支える上で非常に大きな課題となっている。

しかしながら、町村の財政状況は依然として非常に厳しい状況にあることから、市町村道の除排雪に係る必要額の安定的な確保や、年度途中での機動的な除排雪ができる補助制度の充実を図ること

3. 積雪寒冷地域という特殊事情を踏まえ、降雪状況に応じ、国道の適正な除排雪及び防雪対策等が講じられるよう、必要な予算を確保すること

4. 道路やこれらに係る橋りょう、トンネル等の老朽化が進んでいる社会インフラについては、自治体の定めたメンテナンスサイクルなどに基づき、長寿命化対策等が確実に実施できるよう、維持管理・更新に係る安定的な予算を確保するとともに、人材育成（技術者の派遣等）や戦略的な技術開発など技術的支援を推進すること

5. 住民の暮らしを支え、公共交通としての役割を担うバスなどの交通ネットワークの維持・確保対策に必要な予算を確保すること

1 5 北方領土の早期返還について

我が国の固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の一日も早い返還を実現するため、国民世論の結集と国際世論の喚起に努めるとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

記

1. 対露平和条約交渉の継続
2. 北方領土返還要求運動の一層の推進
3. 北方墓参をはじめとする四島交流等事業の早期再開
4. 北方領土隣接地域の振興対策の充実強化

北海道東北六県町村会協議会

会 長 北海道町村会長 棚 野 孝 夫

副会長 岩手県町村会長 鈴 木 重 男

監 事 青森県町村会長 小 又 勉

監 事 宮城県町村会長 齋 清 志

秋田県町村会長 松 田 知 己

山形県町村会長 鈴 木 浩 幸

福島県町村会長 宮 田 秀 利

